平成２６年（フ）第８３号
青森県弘前市大字富田２丁目９番地９　サンパティークシズカ107号
債務者　貞神　庸子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第５８号
青森県八戸市下長８丁目19番１号
債務者　壬生　彰三
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第６８号
青森県八戸市大字沢里字藤子１番地６　ニュー白山荘３号
債務者　清川　勝則
1　決定年月日時　平成26年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
栃木県宇都宮市富士見が丘１丁目12番26号
債務者　ボディリフレッシュパームこと　風間美智代
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５５号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅11号棟54号室、前住所栃木県宇都宮市西刑部町2037番地２　藤重方
債務者　関根　瑞枝（旧姓藤重）
1　決定年月日時　平成26年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５６号
栃木県那須塩原市上厚崎455番地７　三浦荘１号
債務者　田邊　幸治
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７１号
栃木県小山市大字横倉新田91番地６　フローラ小山Ａ202号室
債務者　柳　　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２８号
岡山市北区東古松508番地22
債務者　末利　實正
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９号
熊本県八代市二見下大野町1564番地４
債務者　村川　晃一
1　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第６２１８号
東京都昭島市拝島町１丁目16―15
債務者　樋口　広樹
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２２４号
東京都足立区鹿浜６丁目11―１
債務者　鈴木眞那夫
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５６号
埼玉県さいたま市北区植竹町１丁目362―６―107
債務者　羽田　　均
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２７４号
東京都新宿区百人町１丁目16―11―205
債務者　西村理和子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３０９号
神奈川県横浜市泉区下飯田町629―１　ハイム23―102
債務者　倉田　千鶴
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３２６号
東京都葛飾区立石８丁目34―23
債務者　三浦　達夫
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６３３３号
東京都墨田区八広２丁目52―８―201　松葉荘
債務者　渡邉　容子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部